

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第九百九十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田二十五番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

